

1. 容器包装リサイクル法への対応

2000年4月1日より「容器包装リサイクル法」が完全施行されました。この法律は、家庭から排出されるゴミの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減と、排出されたゴミの再生資源としての利用(再商品化)を十分に行うことを目的としています。

富士フィルムの商品には、再商品化義務の対象となる紙製及びプラスチック製容器包装が多く使用されています。このため、法令に基づいて再商品化義務量を算出し、(財)容器包装リサイクル協会に再商品化を委託し、そのための費用を負担しています。

2. 容器包装廃棄物の削減状況

容器包装廃棄物を削減するには、発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rが必要です。富士フィルムは商品によって3Rを効率的に使い分けていますが、環境負荷の発生を最少にする発生抑制に重点を置いて削減に取り組んでいます。

発生抑制(Reduce)の例

APSフィルムのプラスチックケースを廃止し、アルミ蒸着フィルム包装への変換による環境負荷低減を進めてきましたが、2001年5月に切替えを完了しました。

再使用(Reuse)の例

医療用フィルム自動現像処理システム(CEPROS)の現像・定着処理液容器(カートリッジ)は、お客様がご使用後、全国から回収し工場ですべて洗浄・検査したのち、再使用しています。

再生利用(Recycle)の例

フィルムのプラスチックケースは大規模ラボから回収し、チップ化して当社使用の機材等に再利用しています。

2000年度は、1999年度に対し、国内販売の紙製容器包装を315トン、プラスチック製容器包装を139トン削減しました(いずれも容器包装リサイクル法の定義に基づく値です)。

3. 一層の削減のための取組み

・包装アセスメント基準

1995年に富士フィルム包装アセスメント基準を制定し、製品の容器包装の環境負荷を半定量的に評価してきました。2001年には、この基準を改正、従来製品と新製品の比較等が明確になり、環境負荷の低減に役立っています。

・容器包装データベース

従来、部門ごとに管理されていたデータベースを全社共通化し、包装材料購買管理システムやLCAインベントリーデータと結合させ、容器包装の環境配慮設計に寄与させるべく構築を進めています(2002年稼働予定)。

